

平成30年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第14号

平成30年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年2月26日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成30年3月14日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

1番 竹 林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	7番 白 川 年 男
8番 白 川 皆 男	9番 大 西 樹
10番 藤 田 昌 大	11番 松 下 一 美
12番 三 好 勝 利	13番 大 西 豊
14番 川 原 茂 行	15番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

14番 川 原 茂 行	1番 竹 林 昌 秀
-------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局係長 平 田 友 彦
----------------	-----------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 高 嶋 一 博
企画観光課長 長 森 正 志	税 務 課 長 常 包 英 希

住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	萩岡一志	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	池田勝正	農林課長	森末史博
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	見間照史
教育次長	脇隆博	学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	水道課長	天米賢吾
地籍調査課長	池下尚治		

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をいたしたいと思います。

去る3月13日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6人が出席し、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第 3 付託案件の委員長報告 教育民政常任委員長

日程第 4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 6 議案第 3 号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の
制定について

日程第 7 議案第 5 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 8 議案第 6 号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定について

日程第 9 議案第 9 号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

日程第 10 議案第 10 号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正について

日程第 11 議案第 12 号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正につ
いて

日程第 12 議案第 17 号 エピアみかどの指定管理者の指定について

日程第 13 議案第 18 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定につ
いて

日程第 14 議案第 19 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指
定について

日程第 15 議案第 20 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第 16 議案第 21 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定につ
いて

日程第 17 議案第 22 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について

日程第 18 議案第 23 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について

日程第 19 議案第 24 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について

日程第 20 議案第 25 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定につい
て

日程第 21 議案第 26 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定に
ついて

日程第 22 議案第 27 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について

議案第 17 号から議案第 27 号までは一括採決とさせていただきます。

日程第 23 議案第 28 号 まんのう町道路線の認定について

日程第 24 議案第 29 号 まんのう町道路線の変更について

日程第 25 議案第 31 号 平成 29 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号

日程第 26 議案第 32 号 平成 29 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算
（案）第 3 号

日程第 27 議案第 33 号 平成 29 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算
（案）第 1 号

日程第 28 議案第 35 号 平成 29 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正

予算（案）第 2 号

日程第 29 議案第 36 号 平成 29 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 1 号

日程第 30 議案第 37 号 平成 30 年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第 31 議案第 38 号 平成 30 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第 32 議案第 39 号 平成 30 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第 33 議案第 40 号 平成 30 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

日程第 34 議案第 41 号 平成 30 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

日程第 35 議案第 42 号 平成 30 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

日程第 36 議案第 43 号 平成 30 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

日程第 37 議案第 47 号 工事請変更負契約の締結について（平成 28 年度（仮称）まんのう町ものづくりセンター（ろくさん会館）改修工事（建築その 1）） 即決でお願いいたします。

日程第 38 閉会中の継続調査について

以上で、議会運営委員会の報告でした。

最後に、議運の委員長としてお願いしておきます。

長い間、皆さんに御協力いただきまして、スムーズに議会が運営できたんでないかなと思ってます。

最後に一言申し上げますけれども、質疑については、委員長報告の際に質疑をお願いします。討論については、採決のときに討論をするように、議会のルールを守って円滑な議会運営ができるようお願いしたいと思います。

どうも、私も 23 年間、皆さんに大変お世話になり、議会に参加することができました。本当に御協力ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、14 番、川原茂行君、1 番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民政常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民政常任委員長、三好勝利君。

○三好勝利教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

3月1日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第32号、議案第33号、議案第35号、議案第38号より議案第40号、議案第43号の12議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり、審査をしました。

議案第5号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正については、改正前、改正後の国保税率、納期の変更などによる納付ごとの納付金額の試算等検討資料をもとに説明がありました。

委員より、国保運営協議会でこういった意見があったかとの質疑があり、執行部より、保険料が上がった方からのクレームなどについて意見があったとの答弁がありました。

委員より、納付率の影響についてはどう考えているかとの質疑があり、執行部より、期別を6期から8期へふやすメリットとして、1回に納める税額が少額になるので納めやすくなる。デメリットとしては、督促状の郵送代がふえるとの答弁がありました。

議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定については、条例の制定による積立金を新たに計上した。

議案第9号 まんのう町介護保険条例の一部改正については、今後の見通しを過去の3年の実績値に基づくデータ資料による説明があった。

議案第10号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正については、心身障害者福祉年金条例は、平成19年6月改正以来、約10年が経過している。この間、成年後見人制度の利用者も増加したことから、これらへの対応、また、居宅要件の明確化のため、基準日を設ける条例の一部改正を行うものである。

議案第12号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正については、子育て支援室の平成30年4月からの運営開始に伴うことによる一部改正である。

議案第32号 平成29年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号について、議案第33号 平成29年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、議案第35号 平成29年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第2号について、議案第38号 平成30年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、議案第39号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、議案第40号 平成30年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、それぞれ説明があり、委員より、平成30年度国民健康保険特別会計の

繰入金では、この金額が限度額かとの質疑があり、執行部より、国が示す繰入基準に沿ったルール内の繰入金を計上しているとの答弁がありました。

委員より、介護保険特別会計で、生活支援体制整備事業費では介護ポイントが使える制度を想定しているのかとの質疑があり、執行部より、今後、協議会の中で検討していくことになるとの答弁がありました。

議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について説明がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたします。

案件の番号、件名、審査の結果、議案第５号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第６号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定について、全会一致で可。議案第９号 まんのう町介護保険条例の一部改正について、全会一致で可。議案第１０号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正について、全会一致で可。議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正について、全会一致で可。議案第３２号 平成２９年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第３号、全会一致で可。議案第３３号 平成２９年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号、全会一致で可。議案第３５号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号、全会一致で可。議案第３８号 平成３０年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第３９号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）全会一致で可。議案第４０号 平成３０年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月５日、第１委員会室におきまして、委員４名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

３月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第２８号、議案第２９号、議案第３６号、議案第４１号、議案第４２号の５議案で、最初に道路線の現地調査を行い、その後、執行部より詳細な説明があり、審査をいたしました。

議案第２８号 まんのう町道路線の認定については、まず、町道西高篠本村線は開発行為による開発道路で、延長１０２メートル、幅員６メートルであります。本路線は南北で町道４メートルの幅員の道路に接し、通り抜けすることが可能である。そのため、並行して走る県道丸亀三好線が１車線道路であるため、有事の際には通行どめになることが予想される。その際、本路線が迂回路としての機能を果たすとの説明がありました。

次に、町道四条こども園線は、県道まんのう善通寺線から四条こども園を結ぶ道路で、延長６７．８メートル、幅員４メートルであります。主要幹線から公共施設を結ぶ道路であるとの説明がありました。

委員より、四条こども園線で終点が四条こども園の駐車場付近となるが、その先線はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、終点については幅員が４メートル確保できる部分までを認定する。なお、そこからの先線については、現在、舗装もされ整備されている。町道認定はしないが、修繕箇所等が発生した場合、公共施設入り口が隣接しているため検討するとの答弁がありました。

委員より、道路上に電柱が１本あるが、移設できないかとの質疑があり、執行部より、道路上にある電柱の箇所については、幅員４メートルは確保できているため特に移設は考えていないが、今後、状況を見るとの答弁がありました。

議案第２９号 まんのう町道路線の変更については、まず、町道華空蔵線は基盤整備前の起終点のままである。基盤整備により道路の振りかえが行われたが、認定路線の変更が行えておらず、このたび、現状に合わせて起点を変更するものである。

次に、町道佐文岡中筋線についても、現在の路線では通行ができない区間があるため、現状に合わせて終点を変更するものである。

また、町道佐文笛の木線については、町道佐文岡中筋線の終点変更に伴い、町道に空白の区間が生じることから、町道佐文笛の木線の起点を変更するものであるとの説明がありました。

委員より、地域の住民の了解はとれているのかとの質疑があり、執行部より、地域の住民に説明し、了解済みであるとの答弁がありました。

議案第３６号 平成２９年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号について、年度末による精査による増額・減額補正であることを確認いたしました。

議案第４１号 平成３０年度まんのう町下水道特別会計予算（案）について、議案第４２号 平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について説明があり、それぞれ質疑、意見等がありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、委員より、４月１日から企業団業務が開始されるが、残務整理等の積み残しはないのかとの質疑があり、執行部より、残務的なものはないが、統一できていない案件は数件あり、それは順次統一していく。例えば水道料金、加入金等については、企業団の新条例の中に８市８町それぞれの料金体系を追記して対応していくことになるとの答弁がありました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第２８号 まんのう町道路線の認定について、全会一致で可。議案第２９号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。議案第３６号 平成２９年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号、全会一致で可。議案第４１号 平成３０年度まんのう町下水道特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第４２号 平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第５ 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第５、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

３月８日、第１委員会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催しました。

３月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第３号、議案第１７号から議案第２７号まで、議案第３１号、議案第３７号の１４議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第３１号 平成２９年度

まんのう町一般会計補正予算（案）第５号及び議案第３７号 平成３０年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分の質疑、結果等についての報告がありました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見がありましたので報告いたします。

まず、議案第３号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、執行部より、現在、旧仲南東小学校をリニューアルし、ものづくりセンターを改修中であり、３月２０日竣工、４月より運用を開始する予定である。ものづくりセンターの目的は、町内農林水産業の６次産業化を促進するとともにコミュニティの活性化を図ることを目的とするものである。事業内容は、特産品として力を入れるヒマワリ、カリン、薬草の加工、６次製品の研究、開発、製造、ＰＲ及び販売促進等である。また、竣工に向かって並行して運営体制を整えており、それにあわせて衛生面や関係法令をクリアしていくための作業に入っているとの説明がありました。

委員より、６次産業の意味について説明を求める質疑があり、執行部より、６次産業は地元で生産した１次産業の製品を２次産業で加工を施し、３次産業として販売につなげる。この一連の流れを６次産業と位置づけると考えているとの答弁がありました。

委員より、国のアドバイザー派遣事業等の専門家の意見を聞くなど、取り組みを行う考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、昨年、ものづくりセンターやひまわり牛の牧場へ内閣府の専門官が視察に訪れた経緯があり、意見交換を行った。内閣府等と連携を取り、情報を仕入れ、よいものを取り入れていきたいとの答弁がありました。

委員より、食品加工にかかわるため、守るべき法令規則、県の条例等を調べ、適正な運営に心がけてほしいとの意見があり、執行部より、法律関係については、食品衛生法を含め、現在、職員で対応をしている。また、４月以降、大阪の幸南食糧が販売を手がけるに当たって、その製品をつくる施設を専門家が見えられるので、指導・助言をいただける手順になっているとの答弁がありました。

委員より、オープニングセレモニーを開催する予定はあるのかとの質疑があり、執行部より、開催する予定である。開催時期については、４月中は機械の試験運転等があり、体制が整っていないため、オープニングセレモニーは５月初旬になると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第１７号から議案第２７号の指定管理者の指定について詳細な説明を求め、審議を行いました。

質疑、答弁の趣旨について次のとおりであります。

執行部より、議案第１７号から２０号までがことなみ振興公社、議案第２１号から２７号までが仲南振興公社である。両公社とも本町が出資している法人であり、全ての施設が公益性を伴うことから、今回、指定管理の期限が切れるに当たり更新するものである。ことなみ振興公社分については、３年間ともに黒字経営で経営の安定化が図られている。ただ、経費を考えた場合、経営は利益率が伸び悩んでいるが、今後の経営努力によってさら

なる利益向上が望まれる。

次に、仲南振興公社分については、中小企業診断士の報告書では、直近の売上高の低下により収益性が低下傾向。毎期、赤字決算となっており、各施設の収益性の確認とビジネスモデルの再構築、顧客満足度を向上させる社内管理、教育を検討する必要がある。赤字要因の主な理由は、慢性的な売上高の減少と売上高総利益率の減少に起因する。赤字決算となっているが、赤字幅は売上比 0.7%と低い数値であるため、赤字を解消するには、1年で約150万円の利益を上げれば赤字から脱却できる。仲南振興公社改善の方向性としては、役職員による経営理念、経営方針、経営目標の作成が必要である。そして、人材育成、従業員の教育が必要である。それと、経営管理両面での強化が必要である。

以上、評価資料、経営診断士調査報告書、会計士所見等の資料をもとに概要等の説明がありました。

委員より、施設のリニューアルについての考えはあるのかとの質疑があり、執行部より、温泉部門においては水回りである。これは10年から15年でリニューアルするのが通常であるため、近いうちに計画を立てる必要があると考えるとの答弁がありました。

委員より、職員研修の予定はあるのか、執行部より、経営診断士の報告書のとおり、従業員に対する計画的な人材育成ができていない。今後は従業員の接客レベル、電話対応レベルの向上、また、経営層の経営管理のレベルを向上させる意識改革が必要であるため、役職員、従業員も含め、いま一步踏み込んだ具体的な研修を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第31号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号については、年度末の精査による減額、また、財源の振りかえが主でありました。

企画管理費、地域づくり事業費で、地域おこし協力隊活動事業費で追加募集をかけたところ、採用に至らなかったため減額。地方創生推進事業費で、満濃池周辺の用地取得を予定していたが、ルートの変更による期間延長になったため、今年度、用地見送りによる減額と説明がありました。

委員より、財産管理費の工事費の減額の主な理由は何かとの質疑があり、執行部より、高篠ふれあいセンターの横にある個人から町へ寄附された建物を取り壊す予定にしていたが、相続登記の関係で取り壊しができなかったための減額であるとの答弁がありました。

消防費、防災対策費で、緊急通報装置整備工事費では、国土交通省の光ケーブルに接続する工事を予定していたが、手続の関係で接続に至らなかったため減額と説明がありました。

委員より、自主防災組織で交付する団体数は何団体かとの質疑があり、執行部より、全体で23組織であるとの答弁がありました。

次に、議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）について詳細な説明を求め、審議を行いました。

なお、委員会で予算規模や財政動向を踏まえ、町政を進める上で長期的展望に立つ必要

性があることを執行部と合意し、今後の方針については、双方で早急に緊密な話し合いをする必要があるということで意見の一致を見ました。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第3号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第17号 エピアみかどの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第18号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第19号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第20号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第21号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第22号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第23号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第24号 塩入健康センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第25号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第26号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第27号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第31号 平成29年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号、全会一致で可。議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいま、委員長の報告の中で指定管理者、特にまんのう町仲南の指定管理者の指定について、一点お聞きいたします。

この赤字経営の診断書は人材育成とかいろんな問題が出てますが、それに対応する担当の方の意見に対して、総務委員会としてどういう対応をしていくかの質問等があったのか、なかったのか、お聞きいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、13番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 委員長報告で申し上げましたとおり、やっぱり人の改革があります。それらもいろいろ意見が出てましたけど、今、世の中の経済の動向をもろにかぶったような状態もありますし、まずは危機意識を持つことが大事であるということと、もう一つは、研修を十分にしていきたいということを申し入れました。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 そこで、実際、現地をやっぱり外部だけでなく把握していかなくや、私はこれは解決できない問題があるかと思います。例えば、指定管理者の中の現場の町村、また、従業員、その中のコミュニケーションが十分でないのではないかなど。そこらについての御意見があったかどうか。

○田岡秀俊議長 委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 委員長報告では触れなかったんですが、総務常任委員会を前にして、3月6日だったと思いますが、仲南の場合、特に問題があるということで、現地を調査し、いろいろ役員からも意見を聴取しました。それはやっぱりお互いに改革の、一番は公益性があるので、公益性があっても、しかし研修をして、赤字経営を脱却していかねばならないということで、現地を調査した結果の報告でございます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第3号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第3号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町ものづくりセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第5号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町子ども女性ひまわり基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第9号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０ 議案第１０号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１０、議案第１０号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１０号 まんのう町心身障害者福祉年金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１１、議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号 まんのう町健康生きがい支援センター条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第１７号 エピアみかどの指定管理者の指定について

日程第１３ 議案第１８号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定につ

いて

日程第 1 4 議案第 1 9 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について

日程第 1 5 議案第 2 0 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について

日程第 1 6 議案第 2 1 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について

日程第 1 7 議案第 2 2 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について

日程第 1 8 議案第 2 3 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について

日程第 1 9 議案第 2 4 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について

日程第 2 0 議案第 2 5 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について

日程第 2 1 議案第 2 6 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について

日程第 2 2 議案第 2 7 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について

○田岡秀俊議長 日程第 1 2、議案第 1 7 号から、日程第 2 2、議案第 2 7 号までの 1 1 案件についてお諮りいたします。

日程第 1 2、議案第 1 7 号から、日程第 2 2、議案第 2 7 号までの 1 1 案件を一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号から議案第 2 7 号までの 1 1 案件を一括採決いたします。

日程第 1 2、議案第 1 7 号 エピアみかどの指定管理者の指定について、日程第 1 3、議案第 1 8 号 まんのう町琴南健康ふれあいの里の指定管理者の指定について、日程第 1 4、議案第 1 9 号 まんのう町琴南高齢者婦人活動センターの指定管理者の指定について、日程第 1 5、議案第 2 0 号 大川山キャンプ場の指定管理者の指定について、日程第 1 6、議案第 2 1 号 まんのう町塩入ふれあいセンターの指定管理者の指定について、日程第 1 7、議案第 2 2 号 塩入ふれあいロッジの指定管理者の指定について、日程第 1 8、議案第 2 3 号 塩入ふるさと研修館の指定管理者の指定について、日程第 1 9、議案第 2 4 号 塩入健康センターの指定管理者の指定について、日程第 2 0、議案第 2 5 号 まんのう町仲南特産品センターの指定管理者の指定について、日程第 2 1、議案第 2 6 号 まんのう町仲南道の駅交流センターの指定管理者の指定について、日程第 2 2、議案第 2 7 号 二宮忠八飛行館の指定管理者の指定について、議案第 1 7 号から議案第 2 7 号までの 1 1 議案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。議案第 1 7 号から議案第 2 7 号までの 1 1 案件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

それでは、議案第１７号から議案第２７号までの１１案件に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１７号から議案第２７号までの１１案件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２３ 議案第２８号 まんのう町道路線の認定について

○田岡秀俊議長 日程第２３、議案第２８号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２８号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２４ 議案第２９号 まんのう町道路線の変更について

○田岡秀俊議長 日程第２４、議案第２９号 まんのう町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２９号 まんのう町道路線の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 5 号）について

○田岡秀俊議長 日程第 2 5、議案第 3 1 号 平成 2 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 1 号 平成 2 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号

○田岡秀俊議長 日程第 2 6、議案第 3 2 号 平成 2 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 2 号 平成 2 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号

○田岡秀俊議長 日程第 2 7、議案第 3 3 号 平成 2 9 年度まんのう町後期高齢者医

療特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３３号 平成２９年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２８ 議案第３５号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号

○田岡秀俊議長 日程第２８、議案第３５号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３５号 平成２９年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２９ 議案第３６号 平成２９年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号

○田岡秀俊議長 日程第２９、議案第３６号 平成２９年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第36号 平成29年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第30、議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 次年の予算案の採決の前に休憩を提示させていただきます。タイミングがよかったか、悪かったか、ちょっと疑問であります。間髪を入れず進むから、タイミングを失しました。

○田岡秀俊議長 竹林議員、討論ですが、休憩の動議ですか。

○竹林昌秀議員 私の発言がタイミングが悪かったですね。一つ議案が終わったタイミングで言えばよかったんですけど、言おうと思ってたら、出おくれました。休憩をとりたいということだけであります。タイミングは事務局長と議長、御協議ください。

○田岡秀俊議長 休憩、討論ではありませんか。

○竹林昌秀議員 だから、タイミングが、私が悪い。おわび申し上げます。

○田岡秀俊議長 討論ではないですね。

○竹林昌秀議員 はい、違います。

○田岡秀俊議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第37号 平成30年度まんのう町一般会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３１ 議案第３８号 平成３０年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３１、議案第３８号 平成３０年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３８号 平成３０年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３２ 議案第３９号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３２、議案第３９号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第３９号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３３ 議案第４０号 平成３０年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３３、議案第４０号 平成３０年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４０号 平成３０年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３４ 議案第４１号 平成３０年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３４、議案第４１号 平成３０年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４１号 平成３０年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３５ 議案第４２号 平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３５、議案第４２号 平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４２号 平成３０年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３６ 議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○田岡秀俊議長 日程第３６、議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４３号 平成３０年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３７ 議案第４７号 工事請負変更契約の締結について（平成２８年度（仮称）まんのう町ものづくりセンター（ろくさん会館）改修工事（建築その１））

○田岡秀俊議長 日程第３７、議案第４７号 工事請負変更契約の締結について（平成２８年度（仮称）まんのう町ものづくりセンター（ろくさん会館）改修工事（建築その１））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第４７号の工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、平成２８年度（仮称）まんのう町ものづくりセンター（ろくさん会館）改修工事（建築その１）について契約を変更したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額７０５万２，４００円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額５２万２，４００円、既契約金額５，４８６万４，０００円、うち取引に係る消費税及び地

方消費税の額４０６万４，０００円、既本契約日、平成２９年１１月９日、契約の相手方、香川県仲多度郡まんのう町七箇２７６５、まんのう経常建設共同企業体 代表者 株式会社七箇工業代表取締役 山下美博でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、防水工事等の追加変更を行おうとするものでございます。

本議案に関する「まんのう町ものづくりセンターの改修工事（建築その１）」においては、必要最小限の改修にて計画し、工事を進めておりました。

しかしながら、屋上の土や草木の除去清掃作業を施したところ、想定外の雨漏りが発生いたしました。現在は応急処置で対応しておりますが、このまま放置をしますと、搾油場及び倉庫、会議室、研究室、事務室等の使用に差しさわることとなりますので、屋根の防水及びそれに伴います外壁の改修工事などの追加工事が必要となりましたので、工事費の増額を提案するものでございます。

主な内訳といたしましては、直接工事費ベースで、防水改修が３６０万９，０００円、屋根及び土間改修が６７万円、アルミ製建具が６５万８，０００円、外壁改修が１１１万円などが増加となります。また、外構工事６５万９，０００円の減額になります。

その他、諸経費を含めて契約金額ベースで工事価格が６５３万円、消費税が５２万２，４００円の増額となり、総額７０５万２，４００円の増額となります。

なお、参考資料といたしまして、内訳書、変更内容、変更箇所の図面、現況写真を添付いたしておりますので、お目通しください。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

３番、合田正夫君。

○合田正夫議員 予算の変更については言うことないんやけど、この建物の工事をする前に地元説明会をしたか、せんか、１点お聞きします。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 正式な形での地元説明会等は特にしてございません。

○田岡秀俊議長 再質問、３番、合田正夫君。

○合田正夫議員 なぜ工事をするのに、工事をするんやったら、車も通るわ、音は出るわで、近所から苦情の話で、何でせなんだんかというのをちょっと聞いたので、尋ねたんで、やっぱり工事をする前には、地元説明会をするのは当たり前のことではないのかと思うんですが、今後、そういうことは気をつけていただきたい。それによって、もう一遍、答弁していただきたい。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 合田議員さんの再質問にお答えします。

ただいまおっしゃられたように、当然、地元は関係がありますので、今後、気をつけて

やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 当然、改修しよったら、こんな工事が起こってくると思いますので、できましたら、発生日時で、誰かが現場を確認したと思うんです。そういった部分の、ここまで出してきた経過をちょっと説明していただけたら、議案審議するのに納得できると思いますので、発生の日があって、どこで現認して、誰が確認して、こういった見積もりが出たという、その経過だけちょっと説明していただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 藤田議員さんの質問にお答えします。

まず、管理体制としてですが、工程会議を、毎週、ほぼ1回程度で定期的に行っております。そういう経過の中で、2月下旬、ちょっと日にちは、今、はっきり申し上げられないんですが、2月下旬に漏水の件で業者から報告がありまして、現地で担当職員並びに設計監理をしております業者、3者にて現地を確認して、今、お配りしてあるのがその写真でございますが、それをもってどういった防水処理をするか、そういうことを調整して、今回、議案として上げさせていただいている次第でございます。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第47号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度（仮称）まんのう町ものづくりセンター（ろくさん会館）改修工事（建築その1））を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 議案第３８、本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成３０年第１回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１０時５０分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員